



## 特集 平成27年度の主な税制改正

### 法人税関係

#### 改正の概要

今回の改正の大きなポイントは2点で、1つ目は法人税率引き下げのための財源確保として課税ベースを拡大する事、2つ目は消費税10%引き上げを控えてさらなる景気回復を支援するための措置が盛り込まれている事です。  
・・・課税ベースの拡大については、中小企業に配慮して大企業中心で実施されます。

#### I. 法人税率の引き下げと中小企業の法人税の軽減措置の延長

- (1) 法人税の本則税率が25.5%から23.9%に引き下げられます(平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます)。
- (2) 中小企業に適用される8百万円以下の法人所得に対する軽減税率の特例が平成29年3月31日まで2年延長されました。この特例は公益法人等、協同組合等の法人も含まれ、法人所得8百万円以下の部分に対する税率が、15%等で計算されます。法人所得8百万円超の部分については本則税率で計算します。  
※中小企業が所得8百万円で法人実効税率を計算すると25%程度になります。目安にしてください。

#### II. 欠損金の繰越控除制度等の見直し

中小法人等については、従前の控除限度額について見直しは入りませんでした。大企業の場合、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除額については段階的に制限される見直しが行われています。  
また、少し先の話ですが欠損金の繰越期間についての見直しもされており、現行9年が一年延長され10年になります。それに伴い繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存要件についても一年延長されて10年間となります。  
[改正の適用時期]平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

#### III. 所得拡大促進税制の見直し

所得拡大促進税制の概要は平成25年度改正分の記事で紹介したとおりですが、このうち、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度における雇用者給与等支給増加割合の要件について、法人の区分ごと、年度ごとに見直しが行われました。

##### 【基準年度と比較した給与等支給額の増加割合の要件】

区 分	現 行	改 正	
		大 企 業	中小企業者等
平成27年4月1日以前に開始する事業年度	2%	2%	2%
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度。	3%	3%	3%
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	5%	4%	3%
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	5%	5%	3%

※基準年度とは平成25年4月1日以後開始する事業年度で最も古い事業年度の前事業年度を言います。  
3月決算法人だと平成25年3月期の年度となります。紙面の都合上詳しくは解説できませんが、適用できると節税効果は高いと思われますので、是非ご確認ください。

【照井】

## ・・・消費税等関係・・・

### I. 消費税率10%への引上げの延期

消費税率（国税・地方税）10%への引上げが平成27年10月に予定されていましたが、平成26年4月1日の8%への引上げ以降景気低迷が続いたため、安倍首相は同年11月に10%への引上げを1年半延期することを表明しました。



- (1) 消費税率10%への引上げの施行日は平成29年4月1日となります。
- (2) 消費税率10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日が平成28年10月1日となります（詳細は国税庁HPをご覧ください）。

#### 【消費税引上げに伴う景気反動減と納税資金確保について】

昨年4月1日、消費税率が8%に引上げられたことによる景気低迷の影響（駆け込み需要の反動減が主な理由）により、26年度前半の実質GDP成長率がマイナスとなりました。過去の例では平成9年、消費税率が3%から5%に引上げ後、当時のバブル経済崩壊による景気低迷に拍車がかかりました。消費税10%になると、100円の商品には10円の消費税、140円の商品には14円の消費税……、暗算で簡単に消費税を計算できます。計算できてしまうと、財布の紐が固くなる（たぶん）……、過去の例から一時的な景気反動減は仕方ないと思いますが、長引かないことを祈るばかりです。

顧問先の皆様もご承知のとおり、消費税は「預かり税」です。売上時に預かった消費税から、仕入や経費等と共に支払った消費税を差し引いた金額を税務署に申告して納付します。消費税率が引上げられたことに伴い、申告納税額が増加しております。特に3月決算法人においては1年間8%での消費税計算となり、さらに、予定納税は5%を基準にして計算しておりますので、前期の倍近い納付額となっているケースもありました。これが10%になると消費税納税についての負担感がさらに増します。

そこで提案です。納税資金確保のため、前年度実績を基に毎月積立預金することをお勧めします。日々の資金繰りは大変かと思いますが、消費税は他者から預かっているものです。また、税務署では税の性格上、延滞があった場合の対応は他の税金より厳しい対応を取らざるを得ない状況です。

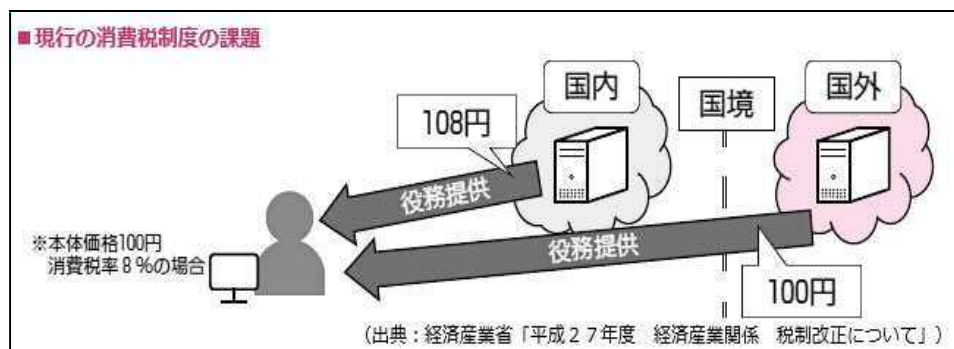
消費税10%まで2年を切っております。是非ご検討してみたいはいかがでしょうか？

### II. 消費税転嫁対策法の延期

消費税の税抜き表示を認める総額表示の特例を含む、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保等の特別措置法の期限が平成30年9月30日に延長されました。

### III. 国境を越えた役務の提供に対する消費税制度の見直し

現在、海外からのインターネット等を通じた電子書籍・音楽・広告の配信やクラウドサービス等の役務提供には消費税が課税されていません。一方で、同一の役務提供であっても日本国内からの役務提供には消費税が課税されています。



内外の競争環境の公平性・中立性を確保する観点から、海外からのインターネット等を通じた役務提供に消費税を課税することとされました（平成27年10月1日以後に行われる取引から適用されます）。

【丹代】

## ・・・個人所得税関係・・・

### I. NISA の拡充等

#### (1) NISA の拡充

- ① 年間の投資上限額：100万円（累積500万円）⇒120万円（累積600万円）へ引上げ
- ② 適用時期：平成28年分以後について適用

#### (2) ジュニア NISA の創設

- ① 非課税対象：未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等
- ② 年間投資上限額：80万円
- ③ 非課税投資額：最大400万円（80万円×5年間）
- ④ 運用管理：親権者等の代理又は同意の下で投資（原則、18歳になるまで原則として払出し不可）
- ⑤ 適用時期：平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設の申込みがされ、同年4月1日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用

### II. 住宅ローン控除等の適用期限の延長

適用期限が平成29年末までとされている住宅ローン控除等の措置について、消費税率10%への引上げ時期の延長に伴い、その適用時期が平成31年6月30日まで1年6か月延長されました。

### III. 個人住民税におけるふるさと納税制度の見直し

#### (1) 特例控除額の控除限度額の引上げ

- ① 個人住民税所得割額の1割 ⇒ 2割へ引上げ
- ② 適用時期：平成28年度分以後の個人住民税から適用

#### (2) ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

- ① 確定申告が不要な給与所得者について、ふるさと納税先団体数が5団体以下の場合、ふるさと納税団体先へ申請することで、確定申告が不要となります。
- ② 適用時期：平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用

【宮】

## ・・・資産税関係・・・

### I. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

個人（受贈者）の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属（贈与者）が金銭を拠出し、金融機関信託等に信託等をした場合には、受贈者1人につき1,000万円（結婚に際して支出する費用については300万円が限度とされます。）までの金額については、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととする制度が創設されました。

### II. 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

直系尊属からの教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が平成31年3月31日まで延長されました。

- (1) この制度の対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える。
- (2) 金融機関への領収書等の提出について、領収書等に記載された金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、その領収書等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出することができることとする（平成28年1月1日以後に提出する書類について適用されます）。

### III. 住宅取得資金等の贈与税の非課税措置等の見直し

- (1) 直系尊属から住宅取得資金等の贈与を受けた場合の非課税
- (2) 特定贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例
- (3) 東日本大震災の被災者の贈与税の非課税措置

上記(1)から(3)について、一定の措置が講じられた上、その適用期限が平成31年6月30日まで1年6か月延長されました。

【池浦】

## ・・・マイナンバー制度について・・・

### I. マイナンバー制度とは??

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことで、平成27年10月から、住民票を有する全ての人に、1人1つのマイナンバーが通知されます。マイナンバー制度は「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」を目的とした制度です。

### II. マイナンバー制度への対応について

平成28年1月から、社会保障（年金・雇用保険・医療保険・福祉分野等）、税（確定申告書・届出書・調書等）、災害対策（被災者に対する支援金の支給等）の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

事業者は、従業員のマイナンバーの取扱いについては情報漏えいによる罰則規定もあるため、情報の収集や管理等の事務が煩雑になることが想定されますので、早めの対策と対応をお願いいたします。

## <きずな事業部・事業内容ご紹介>

昨年発足した「きずな事業部」では、7つのテーマに沿った取り組みを行っています。まずは「つながり」です。具体的には事業承継など人と人、人と組織のつながりをいかに円滑にできるかのご相談をお受けいたします。2つ目は「心」。職場の人間関係における心の問題をサポートできればと思っています。3つ目は「福祉」。社内外の福祉活動をコーディネートする事業です。4つ目は「エコロジー」。省資源化と環境改善のコンサルです。5つ目は「オーガニック」。環境保全農業から無添加食品の製造・販売、そして環境事業などのコンサルです。6つ目は再生エネルギーの構築にむけたコンサルで、すでに太陽光発電会社「(株)ゆずの里発電所」の設立に関与し、今年の3月から順調に操業が始まっています。7つ目は、これら取り組みを行う上で必要な人的交流や、研修施設「早池峰うすゆき荘」を利用してのセミナー、そして社会に啓発するシンポジウムやイベントなどの企画と制作を行います（詳細については、別紙「きずな事業部の事業内容等」をご参照ください）。これらのテーマについて、皆様からのご相談をお待ちしております。

【きずな事業部担当：日野】

～ スタッフ紹介 ～ 当事務所に新たなスタッフが加わりました。

高橋 司

#### プロフィール

昭和49年生 盛岡市出身 盛岡市役所を経て平成27年1月5日に当事務所入所

趣味 温泉に浸かること

#### ひとこと

税務・会計の経験がなく未熟ではありますが、一日も早く皆様のお力になれるよう努力します。どうぞよろしくお願いします。

山條 美恵

#### プロフィール

昭和58年生 岩手県宮古市出身 ホテル東日本、岩手県教育委員会を経て平成27年4月1日に当事務所入所。

趣味 飼っている猫と遊ぶこと。

#### ひとこと

昨日より今日、今日より明日と、日々精進する気持ちを忘れずに、業務に取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ致します。

## あとがき

先日、お客様から「知行合一」という言葉を教えて頂きました。この言葉は吉田松陰が松下村塾の掛け軸に掲げていた言葉として有名です。簡単に表現すると「知って行ってこそ、本当の知恵となる」といったところでしょうか。知ってはいったものの行動に移していなかったことを一つずつ洗い直し、本当の意味での知恵を増やせるように意識しながら日々取り組んでいます。

【ニュース委員会】